

大学院授業科目の受講について

学士課程の学生のうち、学士特定課題研究の履修を許可された者（又は本学大学院への入学が内定している者）は、本学大学院修士課程の授業科目を、**10単位を上限として履修することができます。**（ただし、系によっては履修に制限があります。注意1参照）

学士特定課題研究の要件を前期に満たし、後期から研究を開始する場合でも、学士特定課題研究の要件を満たした学期より大学院授業科目の履修申告は可能です。

【注意1：履修の制限】

- ・以下の系では、大学院科目の履修について制限が設けられていますので、以下の系に所属する学生は、必ず確認してください。

（現在、大学院科目の履修について制限を設けている系）

化学系	10 単位まで履修可能であるが、化学コース開講の選択必修の 6 科目（無機・分析化学基礎特論 I 及び II, 物理化学基礎特論 I 及び II, 有機化学基礎特論 I 及び II）及び、化学環境安全教育（応用化学コース開講, 化学環境安全教育第一及び第二を含む）の履修を認めない。
応用化学系	学士特定課題研究の履修を許可された学生が、大学院授業科目の受講を希望する場合は、必ず指導教員及び授業担当教員に相談し、双方の許可を受けたうえで履修できるものとする。
生命理工学系	学士特定課題研究を開始した学生は、400 番台の大学院科目を前期・後期それぞれ 5 単位まで（合計 10 単位まで）履修できるものとする。

【注意2：履修申告】

- ・履修申告は、教務 Web システムから履修申告期間に行ってください。
- ・履修できるのは 400 番台のみ、かつ、文系教養科目・アントレプレナーシップ科目・講究科目を除きます。（大学院の専門科目の一部に、文系教養科目又はアントレプレナーシップ科目に見なすことができる科目がありますが、学士課程の時に履修したこれらの科目を大学院進学後に文系教養科目又はアントレプレナーシップ科目に見なすことはできません。ただし、アントレプレナーシップ科目対応科目をアントレプレナーシップ科目としてみなさなかった場合でも、対応する GA は修得したものとすることができます。）
- ・10 単位には、「履修申告した結果、不合格になった科目」や「履修申告したが実際には履修しなかった科目」も含まれます。
- ・学士特定課題研究の要件を満たしていないにもかかわらず大学院授業科目の履修申告をした場合は、教務課において履修申告を取り消すことがありますのでご注意ください。

【注意3：単位修得後の取り扱い】

- ・学士課程の単位とはなりません。（成績証明書にも表示されません。）
- ・本学大学院に入学し、当該授業科目が開講される学期において、改めて履修申告を行うとともに、“様式第 8 号（大学院授業科目としての認定願）”を提出した場合に、大学院課程の単位として認めることができます。
- ・**大学院入学後に休講・科目廃止により、当該授業科目が開講されない場合は、大学院課程の単位として認められません。**